

近江八幡市告示第 号

近江八幡市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 月 日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、障害者等の障がいの重度化及び高齢化並びにその親亡き後に備え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で障害者等を支えるサービス提供体制の整備を図ることを目的とする近江八幡市地域生活支援拠点等事業（以下「拠点事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者（法第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（同条第 2 項に規定する障害児をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 地域生活支援拠点等 地域生活支援拠点（グループホーム又は短期入所施設に付加した拠点をいう。）又は面的な体制をいう。
- (3) グループホーム 法第 5 条第 18 項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。
- (4) 短期入所施設 法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う施設をいう。
- (5) 面的な体制 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。

(実施主体)

第 3 条 拠点事業の実施主体は、近江八幡市（以下「市」という。）とする。

(拠点事業)

第4条 拠点事業は、近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会における地域の現状分析、必要な支援拠点機能の整理、地域生活支援拠点等の整備の方針の検討等の結果を踏まえて実施する。

2 市長は、地域の事業者と連携し、次に掲げる機能（以下「拠点機能」という。）を分担して実施する体制を構築するため、地域生活支援拠点等機能を担う事業所を登録する。

(1) 相談 緊急時の支援が必要な世帯に対して、事故、急病等による介護者の不在又は障害の特性に起因して生じた緊急の事態等（以下「緊急事態等」という。）に必要なサービスのコーディネート、相談及びその他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入及び対応 短期入所施設、グループホーム等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態等の障害者等の受入又は必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会及び場の提供 地域生活への移行及び保護者からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保及び養成 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（地域生活支援拠点等機能を担うことができる事業者）

第5条 地域生活支援拠点等機能を担うことができる者は、次に掲げる事業者とする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者

(3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

（地域生活支援拠点等の登録手続き等）

第6条 前条各号に掲げる事業者のうち、その事業所において拠点事業に係る拠点機能を担おうとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ担おうとする拠

点機能について市長と協議の上、近江八幡市地域生活支援拠点等事業所登録等申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に事業所の運営規程（当該事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることが規定されているもの（運営規程の変更の途中であるものを含む。）に限る。）その他市長が特に必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する事業所の運営規程が変更の手続き中であるもの場合は、当該変更の完了後、速やかに変更後の運営規程を提出しなければならない。
- 3 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該事業所を地域生活支援拠点等事業所として登録し、近江八幡市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録した事業所（以下「拠点事業所」という。）を近江八幡市地域生活支援拠点等事業所登録リスト（別記様式第3号）に記載し、当該リストを公表するものとする。

（登録内容の変更）

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者（以下「地域生活支援拠点等事業者」という。）は、地域生活支援拠点等事業所の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに近江八幡市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（事業の廃止、休止及び再開）

第8条 地域生活支援拠点等事業者は、地域生活支援拠点等機能に係る事業を廃止し、又は休止するときはその3个月前に、近江八幡市生活支援拠点等機能に係る事業を再開したときは再開した日から10日が経過する日までに、近江八幡市地域生活支援拠点等事業廃止・休止・再開届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（権利の擁護及び秘密の保持）

第9条 地域生活支援拠点等事業者は、拠点事業所におけるサービスの提供に当たっては、利用者及びその家族の権利の擁護に努めなければならない。

2 拠点事業所の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(記録の整備)

第10条 地域生活支援拠点等事業者は、拠点等機能に係る事業の内容について、記録を整備しなければならない。

2 前項の記録は、当該記録を作成した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、市長から求めがあった場合は、提出しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、地域生活支援拠点等事業者に対して、必要に応じ拠点事業の運営状況に係る調査を実施し、又は随時に拠点事業の運営状況について報告を求めることができる。

(登録の取り消し)

第12条 市長は、登録業者が各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 不正または虚偽の申請により登録を行ったことが判明したとき。

(3) 第8条の規定により廃止の届け出がされたとき。

(4) その他市長が登録事業者として不相当と認めたとき。

2 市長が、前項による取り消しを行ったときは、当該事業者に対し、近江八幡市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書(別記様式第6号)により通知する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、拠点事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。